



石運輸第943号の2
石運整第373号の2
平成26年12月26日

自動車運送事業者 代表者 殿

北陸信越運輸局石川運輸支局長



「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等
について」の一部改正について

標記について、北陸信越運輸局自動車交通部長、自動車技術安全部長から別紙（平成
26年12月26日付け北信交貨第237号、北信交監第387号、北信技保第68号）
のとおり通達があったので了知願います。



北信交貨第 2 3 7 号
北信交監第 3 8 7 号
北信技保第 6 8 号
平成 2 6 年 1 2 月 2 6 日

石川運輸支局長 殿

北陸信越運輸局自動車交通部長

北陸信越運輸局自動車技術安全部長

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為
及び日車数等について」の一部改正について

標記について、自動車局安全政策課長、貨物課長及び整備課長から別紙写し（平成 2 6 年 1 2 月 2 5 日付け国自安第 2 0 4 号、国自貨第 6 2 号、国自整第 2 9 2 号）のとおり通知があり、別添のとおり公示の一部改正を行ったので遺漏のないよう取り扱うとともに、関係者に対して周知されたい。

また、別紙の公示（写）についても掲示されたい。



国自安第 204 号
国自貨第 62 号
国自整第 292 号
平成 26 年 12 月 25 日

北陸信越運輸局自動車交通部長 殿

自動車局安全政策課長

自動車局貨物課長

自動車局整備課長

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について

今般、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成 21 年 9 月 29 日付け国自安第 75 号、国自貨第 79 号、国自整第 69 号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正するので、今後、管下の貨物自動車運送事業者に行政処分等を行う場合、改正後の基準に従い行政処分等を行いたい。

なお、本件については、公益社団法人全日本トラック協会会長、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長及び一般社団法人全国霊柩自動車協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。



国自安第 204 号
国自貨第 62 号
国自整第 292 号
平成 26 年 12 月 25 日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長

自動車局貨物課長

自動車局整備課長

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為
及び日車数等について」の一部改正について

今般、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成 21 年 9 月 29 日付け国自安第 75 号、国自貨第 79 号、国自整第 69 号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正するので、今後、管下の貨物自動車運送事業者に行政処分等を行う場合、改正後の基準に従い行政処分等を行われたい。

なお、本件については、公益社団法人全日本トラック協会会長、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長及び一般社団法人全国霊柩自動車協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」新旧

新	旧
<p>各地方運輸局自動車交通部長 <small>関東・近畿運輸局自動車監査指導部長</small> 各地方運輸局自動車技術安全部長 沖縄総合事務局運輸部長</p> <p>殿</p> <p>自動車交通局安全政策課長 自動車交通局貨物課長 自動車交通局技術安全整備課長</p> <p>貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について</p>	<p>各地方運輸局自動車交通部長 <small>関東・近畿運輸局自動車監査指導部長</small> 各地方運輸局自動車技術安全部長 沖縄総合事務局運輸部長</p> <p>殿</p> <p>自動車交通局安全政策課長 自動車交通局貨物課長 自動車交通局技術安全整備課長</p> <p>貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について</p>
<p>国自安第 75号 国自貨第 79号 国自整第 69号 平成21年9月29日 平成21年11月20日 平成22年12月15日 平成23年3月31日 平成24年3月28日 平成25年9月17日 平成26年3月4日 平成26年12月25日</p> <p>一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正</p>	<p>国自安第 75号 国自貨第 79号 国自整第 69号 平成21年9月29日 平成21年11月20日 平成22年12月15日 平成23年3月31日 平成24年3月28日 平成25年9月17日 平成26年3月4日</p> <p>一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正</p>

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号。以下「局長通達」という。)に基づき、行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等を下記のとおり定め、今後、貨物自動車運送事業者に対して行政処分等を行う際は、本通達により適切に処理することとされたい。

なお、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」(平成16年6月30日付け国自総第122号、国自貨第31号、国自整第39号。以下「平成16年通達」という。)は、廃止する。

記

1 (1)～(3) (略)

2～10 (略)

附 則 (略)

附 則 (平成26年12月25日 国自安第204号、国自貨第62号、国自整第292号)

- 1 この通達は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この通達記3中の別表、違反行為欄中の適用条項欄中の貨物事業者運送事業輸送安全規則第5条の2の規定は、平成27年3月1日以降に違反行為があったものについて適用するものとする。

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号。以下「局長通達」という。)に基づき、行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等を下記のとおり定め、今後、貨物自動車運送事業者に対して行政処分等を行う際は、本通達により適切に処理することとされたい。

なお、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」(平成16年6月30日付け国自総第122号、国自貨第31号、国自整第39号。以下「平成16年通達」という。)は、廃止する。

記

1 (1)～(3) (略)

2～10 (略)

附 則 (略)

(新設)

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について 別表」新旧対照表

新				旧			
別表		別表		別表		別表	
違反 適用 条項	行 事	為 項	基礎日車等 再 違 反	違反 再 違 反	基礎日車等 再 違 反	初 違 反	備 考
法第17条第3項 安全規則第5条の2	貨物自動車運送事業者の通行、条件等違反の防止に係る指達及び監督の法権		10日車 20日車		新設	新設	
法第17条第3項 新設						新設	



国自安第204号の2
国自貨第62号の2
国自整第292号の2
平成26年12月25日

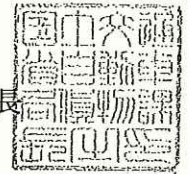
公益社団法人

全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



国土交通省自動車局貨物課長



国土交通省自動車局整備課長



「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為
及び日車数等について」の一部改正について

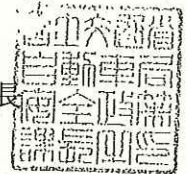
標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長及び各地方運輸局自動車技術安全部長並びに沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、この旨了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。



国自安第204号の2
国自貨第62号の2
国自整第292号の2
平成26年12月25日

全国貨物自動車運送適正化事業
実施機関本部長 殿

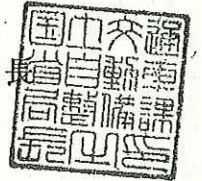
国土交通省自動車局安全政策課長



国土交通省自動車局貨物課長



国土交通省自動車局整備課長



「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為
及び日車数等について」の一部改正について

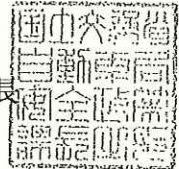
標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長及び各地方運輸局自動車技術安全部長並びに沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、この旨了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。



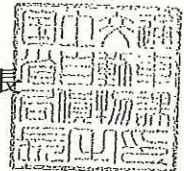
国自安第204号の2
国自貨第62号の2
国自整第292号の2
平成26年12月25日

一般社団法人
全国霊柩自動車協会会長 殿

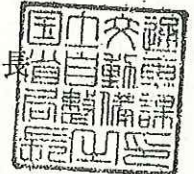
国土交通省自動車局安全政策課長



国土交通省自動車局貨物課長



国土交通省自動車局整備課長



「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為
及び日車数等について」の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長及び各地方運輸局自動車技術安全部長並びに沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、この旨了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。